

株式会社商工組合中央金庫が 中堅・中小企業等を対象に実施する サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークに 係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が中堅・中小企業等を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）が策定する中堅・中小企業向けのサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（総称して「SLLP等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、商工中金のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポートニング、検証について確認を行った。

商工中金は、中小企業等協同組合を通じて各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって1936年に設立された。2008年10月には現在の株式会社に組織転換している。中小企業団体とその構成員である中小企業を主な顧客とし、融資、預金、債券、証券、為替など多彩な業務を取り扱っている。収益の柱は、債券・預金で調達した資金を融資で運用する預貸業務である。貸出のほとんどは中小企業の組合及び中小企業向けで、住宅ローンなど消費者向けは取り扱っていない。商工中金グループは、2024年3月末時点で商工組合中央金庫及び関係会社8社から構成されており、連結総資産は13兆3,087億円、貸出金は9兆6,120億円である。

商工中金では、2022年3月に新たな企業理念として、パーパス（「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」）とミッション（「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」）を設定するとともに、パーパスの実現に向け環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を制定している。

商工中金は、企業理念を基軸に、2022年度から2024年度までを計画期間とする中期経営計画を策定しており、同計画の「差別化分野」として、積極的に強化していく3つの分野の1つに「サステナブル経営支援」を掲げている。

商工中金は、中堅・中小企業のサステナブル経営を支援することを意図して、本フレームワークを策定した。商工中金は、本フレームワークにおいて以下に記載のKPIを設定している。

- KPI1：SBT認定（中小企業向け含む）
- KPI2：Scope1・2におけるGHG排出量削減
- KPI3：DX認定（それに伴う、サステナビリティ活動推進）

本フレームワークにおける KPI は、商工中金の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であることを JCR は確認した。各 SPT について、政府・自治体・業界団体等の目標設定及び過去の国内・業界全体のパフォーマンス等をベンチマークとした場合に、いずれも野心的な設定がなされていることを JCR は確認した。融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定された SPT が達成されるか否かに応じて金利が変化すると定められていること、融資実行から完済まで年 1 回以上 SPT の達成状況の確認を行うことを確認した。また、SPT の実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク
(中堅・中小企業向け)

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

2024年10月1日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. SLLP 等への適合性について	- 6 -
1. 商工中金のサステナビリティ戦略	- 6 -
2. KPI の選定	- 11 -
2-1. 評価の視点	- 11 -
2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価	- 11 -
■KPI1 : SBT 認定 (中小企業向け含む)	- 11 -
■KPI2 : Scope1・2 における GHG 排出量削減	- 11 -
■KPI3 : DX 認定	- 15 -
3. SPT の測定	- 18 -
3-1. 評価の視点	- 18 -
3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価	- 18 -
■SPT1 : (中小企業向け) SBT 認定の取得	- 18 -
■SPT2 : Scope1・2 における GHG 排出量削減	- 18 -
■SPT3 : DX 認定の取得	- 19 -
3-3. JCR によるインパクト評価	- 20 -
4. 借入金の特性	- 22 -
4-1. 評価の視点	- 22 -
4-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価	- 22 -
5. レポーティング・検証	- 23 -
5-1. 評価の視点	- 23 -
5-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価	- 23 -
6. SLLP 等への適合性に係る結論	- 24 -

<要約>

本第三者意見は、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）が策定する中堅・中小企業向けのサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、商工中金のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポートニング、検証について確認を行った。

商工中金は、中小企業等協同組合を通じて各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって1936年に設立された。2008年10月には現在の株式会社に組織転換している。中小企業団体とその構成員である中小企業を主な顧客とし、融資、預金、債券、証券、為替など多彩な業務を取り扱っている。収益の柱は、債券・預金で調達した資金を融資で運用する預借貸業務である。貸出のほとんどは中小企業の組合及び中小企業向けで、住宅ローンなど消費者向けは取り扱っていない。商工中金グループは、2024年3月末時点で商工組合中央金庫及び関係会社8社から構成されており、連結総資産は13兆3,087億円、貸出金は9兆6,120億円である³。

商工中金では、2022年3月に新たな企業理念として、パーパス（「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」）とミッション（「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」）を設定するとともに、パーパスの実現に向け環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を制定している。

商工中金は、企業理念を基軸に、2022年度から2024年度までを計画期間とする中期経営計画を策定しており、同計画の「差別化分野」として、積極的に強化していく3つの分野の1つに「サステナブル経営支援」を掲げている。

商工中金は、中堅・中小企業のサステナブル経営を支援することを意図して、本フレームワークを策定した。商工中金は、本フレームワークにおいて以下に記載のKPIを設定している。

- | |
|--|
| <p>KPI1 : SBT 認定（中小企業向け含む）</p> <p>KPI2 : Scope1・2におけるGHG 排出量削減</p> <p>KPI3 : DX 認定（それに伴う、サステナビリティ活動推進）</p> |
|--|

本フレームワークにおけるKPIは、商工中金の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であることをJCRは確認した。各SPTについて、政府・自治体・業界団体等の目標設定及び過去の国内・業界全体のパフォーマンス等をベンチマークとした場合に、いずれも野心的な設定がなされていることをJCRは確認した。融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定されたSPTが達成されるか否かに応じて金利が変化すると定められていること、融資実行から完済まで年1回以上SPTの達成状況の確認を

¹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2023. (<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>)

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版 (<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>)

³ 株式会社商工組合中央金庫 2024年3月期 決算概要 (https://www.shokochukin.co.jp/share/library/accounts/pdf/ac202403_01.pdf)

行うことを確認した。また、SPTの実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることをJCRは確認した。

以上より、JCRは、本フレームワークがSLLP等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、本フレームワークに対して SLLP 等に沿って第三者評価を行った。サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた意欲的な SPT の達成にインセンティブを設けることで、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした借入金をいう。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特徴、レポートニング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、商工中金が 2024 年 6 月に策定する本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 商工中金のサステナビリティ戦略
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特徴
5. レポートニング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

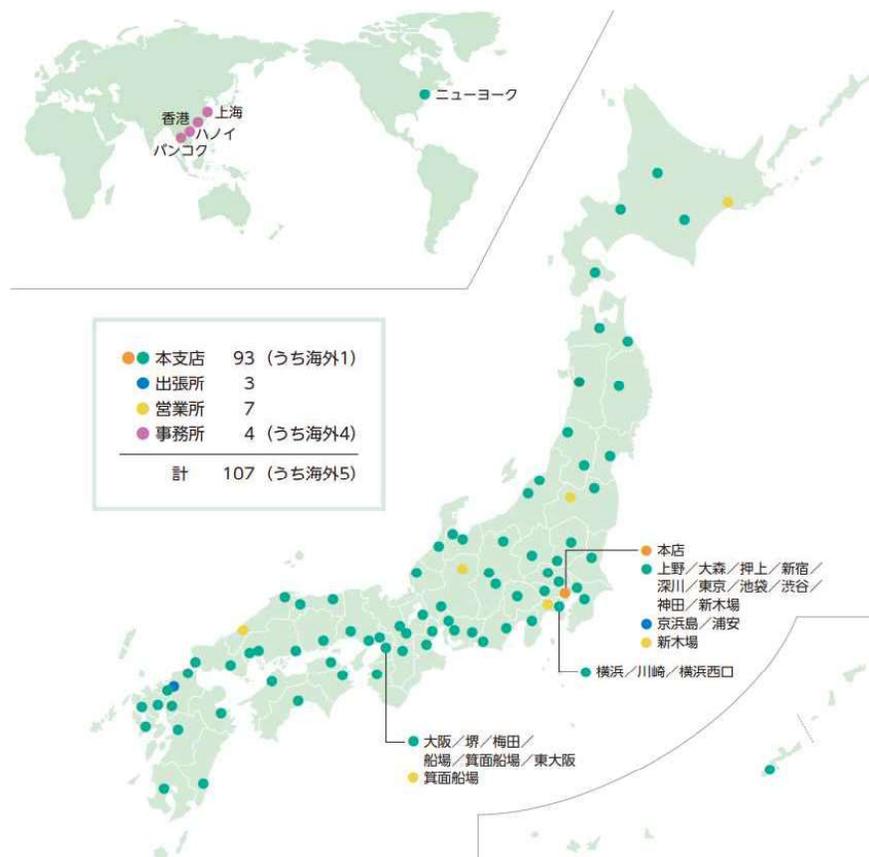
III. SLLP 等への適合性について

1. 商工中金のサステナビリティ戦略

<会社概要>

商工中金は、中小企業等協同組合を通じた各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって1936年に設立された。2008年10月には現在の株式会社に組織転換している。中小企業団体とその構成員である中小企業を主な顧客とし、融資、預金、債券、証券、為替など多彩な業務を取り扱っている。収益の柱は、債券・預金で調達した資金を融資で運用する預貸業務である。貸出のほとんどは中小企業の組合及び中小企業向けで、住宅ローンなど消費者向けは取り扱っていない。旧商工中金時代から国の制度融資への依存は少なく、融資の大部分は自らの商品と営業努力により獲得してきた。中立的な金融機関として資金を安定供給するという中小企業の期待に応えてきたことが顧客との関係を支えており、他の政策金融機関と異なり短期運転資金も取り扱うなかで、顧客とのリレーションシップを築き、独自に一定の事業基盤を確立している。

商工中金グループは、2024年3月末時点で商工組合中央金庫及び関係会社8社から構成されており、連結総資産は13兆3,087億円、貸出金は9兆6,120億円である⁴。商工中金は、日本全国47都道府県に店舗網があり、海外にも5拠点を有する。



図表1 商工中金のネットワーク⁵

⁴ 商工中金 2024年3月期 決算概要 (https://www.shokochukin.co.jp/share/library/accounts/pdf/ac202403_01.pdf)

⁵ 商工中金 統合報告書 2024 (https://www.shokochukin.co.jp/share/library/disclosure/pdf/202403_all.pdf)

< 商工中金の企業理念（パーパス・ミッション） >

商工中金は、いままでの金融を超えた顧客のパートナーとして、変化し続ける社会課題にチャレンジし、ともに持続的成長を可能とする経営の追求、また、その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す、という考え方に基づき、2022年3月に新たな企業理念（パーパス・ミッション）を設定している。

PURPOSE — 商工中金が実現していきたい、これからの社会の姿 —

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。

MISSION — PURPOSEを実現するために、商工中金が果たすべき使命 —

**安心と豊かさを生み出すパートナーとして、
ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。**

図表2 商工中金の企業理念（パーパス・ミッション）⁶

< 商工中金のサステナビリティ・ESGに関する方針 >

商工中金は、パーパスの実現に向け、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を制定している。同規程では、全ての役職員は、環境方針及び人権方針に則り、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つと認識し、その職務にあたらなければならないと定めている。そして、商工中金の組織・職員の取り組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点を設定し、具体的な目的と行動を定めている。

	Sustainability	Productivity	Empathy	Ecology	Digital
SPEEDの視点	 将来を損なわず 現在を豊かにする	 少ない資源で より多くを産み出す	 関係者から共感され ファンを作る	 関係者以外も害さず 又は対策する	 多くの情報を使い 付加価値を創る
目的	雇用の安定を通じて地域経済の活性化に貢献	限られた資源の中で事業活動による成果を持続的に増加	社会の一員である企業としての社会的責任を追求	全ての社会経済活動の基盤である気候、海洋、森林等の地球環境の安定に貢献	多様な背景を持つ消費者に応じたサービスを物質的な制約や環境資源の消費なく提供
行動	事業活動に必要な経営資源を継続的に確保 外部環境の変化に合わせて事業活動を改善	事業活動に関するノウハウを蓄積・活用 生産設備が消費する資源を削減	従業員の健康と適切な処遇、取引先との公正な取引など、人権の尊重をはじめ倫理的に正しく活動	環境に配慮した活動に積極的に取り組む 自然災害等への危機管理を実施	デジタル技術の活用 データによる付加価値の創出

図表3 商工中金 SPEEDの視点（お客様支援の方針）⁷

⁶ 本フレームワーク

⁷ 本フレームワーク

また、商工中金の業務の中核である貸出業務に関しては、基本的指針である「貸出規程」において、「環境及び社会に配慮した資金供給と顧客支援を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本方針として定めている。

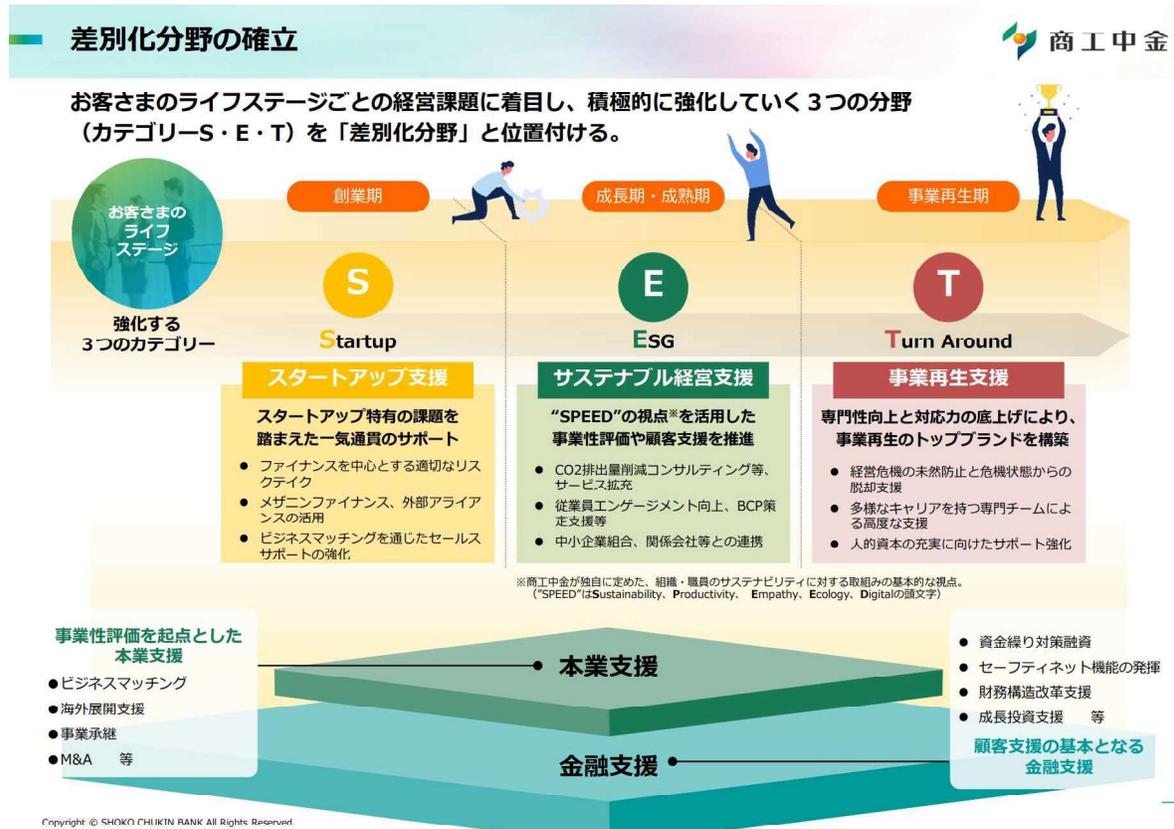
商工中金は、商工中金自身が実現したいこれからの社会の姿の実現に向け、企業理念を基軸に、2022年度から2024年度までを計画期間とする中期経営計画を策定している。同計画の主要戦略の一つとして「差別化戦略」を掲げている。同戦略のなかで、社会・中小企業の課題を意識しながら顧客のライフステージごとの経営課題に着目したうえで積極的に強化していく3つの分野（カテゴリーS・E・T）を「差別化分野」と位置付けている。

カテゴリーS：スタートアップ支援

カテゴリーE：サステナブル経営支援

カテゴリーT：事業再生支援

特に、サステナブル経営支援においては、経営者との対話を通じて、経営者の「想い」に共感し、ともに「未来への地図」を描き、この「地図」をもとに、サステナブルな未来を創る支援を行っていく、という取組姿勢を示している。具体的には、事業性評価を起点にした“SPEED”の視点の診断サービス等を提供したうえで、経営者と対話を深めつつ計画策定（「未来への地図」を描く）支援を行い、計画実現に向けてサステナブルファイナンス等によりともに歩んでいくことで、持続可能な社会の実現に貢献していく方針である。



図表4 商工中金 中期経営計画（2022～2024年度）差別化分野の確立⁸

⁸ 商工中金 中期経営計画(2022～2024年度) (<https://www.shokochukin.co.jp/share/library/mtmp/>)

<商工中金のマテリアリティ>

商工中金は、事業活動を通じて重点的かつ効果的に貢献する社会の重要課題を、重要性と影響度の2点を基準として定め、以下の5つのマテリアリティとして特定している。

- 地球温暖化・気候変動への対応
- 中小企業の生産性向上
- 地域経済の活性化
- イノベーションの創出
- ダイバーシティ&インクルージョン



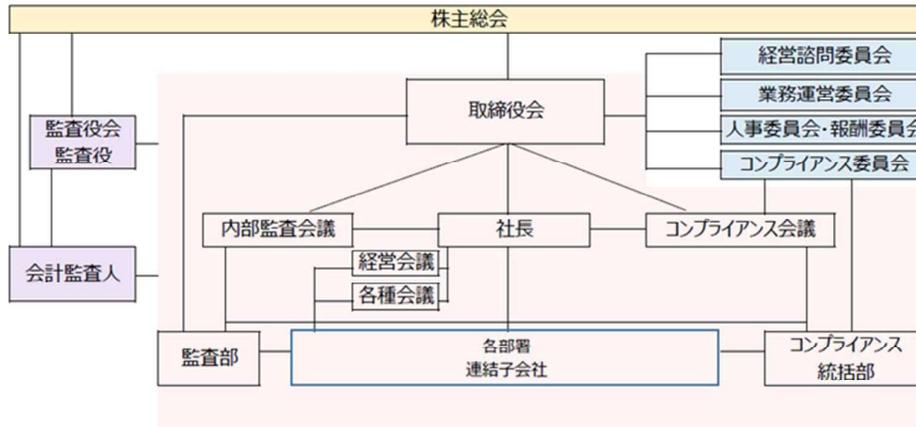
図表5 商工中金のマテリアリティ⁹

⁹ 本フレームワーク

＜商工中金のガバナンス・サステナビリティ推進体制＞

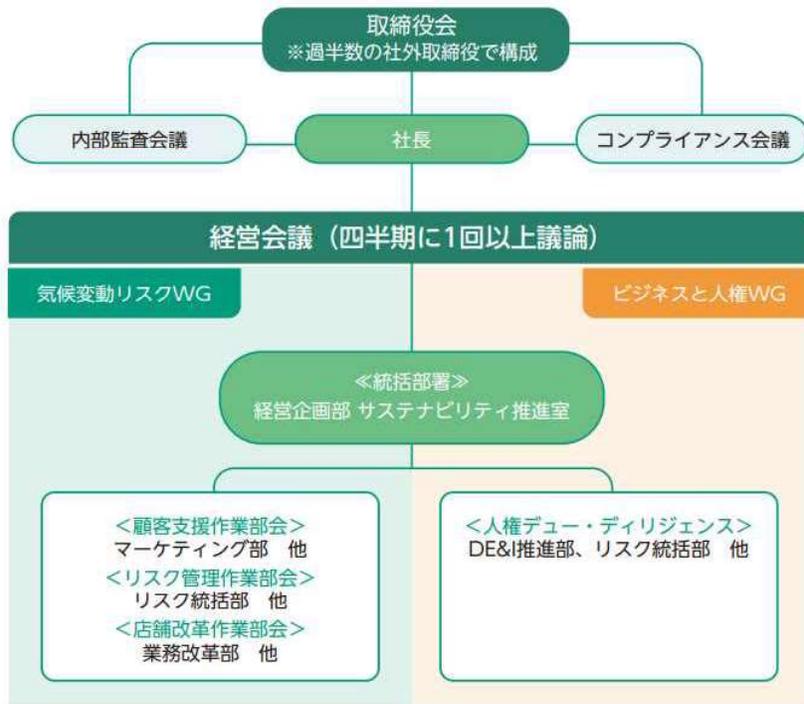
商工中金は、株主である中小企業組合やその組合員、政府、及び市場の規律のもと、株式会社商工組合中央金庫法及び会社法に基づき、取締役会、監査役（会）、会計監査人のほか、以下の図表 6 の通りガバナンス体制を構築している。

商工中金は、サステナビリティに関する機会とリスクの識別、評価及び管理に関する事項について、社長執行役員を議長とする経営会議において定期的に議論したうえで、逐次取締役会にて決議している。取締役会は、深度ある議論を定期的実施し、基本的な方針を定めている。



図表 6 商工中金のガバナンス体制¹⁰

商工中金は、サステナビリティを推進するための組織体制として、経営企画部内に「サステナビリティ推進室」を設置し、経営企画部担当役員を責任者としている。



図表 7 商工中金のサステナビリティ推進体制¹⁰

¹⁰ 本フレームワーク

2. KPI の選定

2-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づいて商工中金が貸付を行う際に、借入人である中堅・中小企業が設定する KPI について、借入人の事業において関連性があり中核的で重要か、さらには貸付人である商工中金の現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいのか、一貫した方法論に基づく測定・定量化は可能か、ベンチマークは可能か、適用範囲等を含め定義は明確か等を確認する。

2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

商工中金は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI1 : SBT 認定 (中小企業向け含む)

KPI2 : Scope1・2 における GHG 排出量削減

KPI3 : DX 認定 (それに伴う、サステナビリティ活動推進)

商工中金は、本フレームワークにおける対象企業について、下表のとおり定義している。

■中堅・中小企業の定義

1) 企業規模

1-1) 中小企業基本法の定義を満たす中小企業者

1-2) 中堅企業 (売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金 10 億円以下のいずれかに該当する企業)

2) プライム市場上場企業 (及び、その連結子会社) は除く

■KPI1 : SBT 認定 (中小企業向け含む)

■KPI2 : Scope1・2 における GHG 排出量削減

<中堅・中小企業における重要性>

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、温室効果ガス (GHG) 排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分に低く保つとともに (well-below 2℃目標)、1.5℃に抑える努力を追求すること (1.5℃目標)」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されており、日本政府としては 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030 年度に 2013 年比で 46%削減することを中間目標として掲げている。そして、日本政府の目標を受けて、地方自治体においても削減目標を策定・公表している。

日本における中小企業の総 GHG 排出量は 1.2 億 t～2.5 億 t であり、日本全体の GHG 排出量のうち 1 割～2 割弱を占める。また、GHG・CO₂ 削減に取り組む大企業・海外企業は年々増加している。大企業・海外企業は自社領域 (Scope1,2) の GHG・CO₂ 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流 (Scope3) の GHG・CO₂ 削減にも取り組んでいる (図表 8)。大企業・海外企業の Scope3 は、その取引先の中堅・中小企業にとっての Scope1,2 となることから、中堅・中小企業においても GHG・CO₂ 削減取り組みの重要性が高まってきている。

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、**中小企業も含めた取組が必要 (いち早く対応することが競争力に)。**



【トヨタ自動車】 数百社の仕入先に対し、2021年のCO₂削減目標として前年比3%削減を要請。
【Apple】 サプライヤーに対して、再生エネルギー由来の電力を使用することを要請。要請に応えられない場合は取引を終了する可能性も。
【イオン】 モール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、排出削減につながる行動を要請。

図表 8 サプライチェーン全体での脱炭素の動き (環境省) ¹¹

パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。SBT においては、1.5°C 目標の達成に向けては年率 4.2% 以上の削減が目安とされている。SBT においても、大企業向けの通常 SBT に加え、中小企業向け SBT の仕組みが設計されており、中小企業の取り組みが推進されている。中小企業向け SBT は 2020 年 4 月より導入が開始されており、削減対象範囲や認定費用などの面において、通常 SBT と比較して条件が緩和されている。また、2024 年 1 月 1 日以降、中小企業の定義と費用が変更されている。

以上より、中堅・中小企業にとって、KPI1・KPI2 は事業運営上の戦略的意義が大きく重要である。

¹¹ 中小企業のカーボンニュートラルに向けた支援機関ネットワーク会議環境省資料 (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/)

項目	中小企業向け SBT	通常 SBT
対象	次のすべてに該当 ・Scope1,2 の総排出量が 10,000 tCO ₂ 未満 ※Scope 2 はロケーション基準で算出 ・金融セクター、石油・ガスセクターに分類されない ・SBTi が策定したセクター固有の基準(セクター別脱炭素化アプローチなど)を使用して目標を設定する必要はない ・通常 SBT の対象となる会社の子会社ではない 上記に加え次の 2 つ以上に該当 ・従業員数 250 人未満 ・売上高 5,000 万ユーロ未満 ・総資産 2,500 万ユーロ未満 ・FLAG セクター ¹² に分類されない	特に無し
目標年	2030 年	公式申請年から、5 年以上先、10 年以内の任意年
削減対象範囲	Scope1,2 排出量	Scope1,2,3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1,2,3 の合計の 40%を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し ※FLAG セクター ¹² に属する企業は、別途 FLAG 目標を設定する必要がある
目標レベル	■Scope1,2 少なくとも年 4.2%削減(1.5°C目標) ■Scope3 算定・削減(特定の基準値はなし)	■Scope1,2 少なくとも年 4.2%削減(1.5°C) ■Scope3 少なくとも年 2.5%削減(Well-below 2°C)
承認までのプロセス	目標提出後、自動的に承認され、SBTi Web サイトに掲載	目標提出後、事務局による審査が行われる。事務局からの質問が送られる場合もある。

 図表 9 中小企業向け SBT の概要 (2024 年 1 月 1 日以降)¹³

¹² FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4 (22%) を占めており、SBTi (Science Based Target initiative) は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。

¹³ SBT イニシアチブウェブサイト (<https://sciencebasedtargets.org/news/sbti-announces-updated-sme-definition-and-fees> 等) より JCR 作成

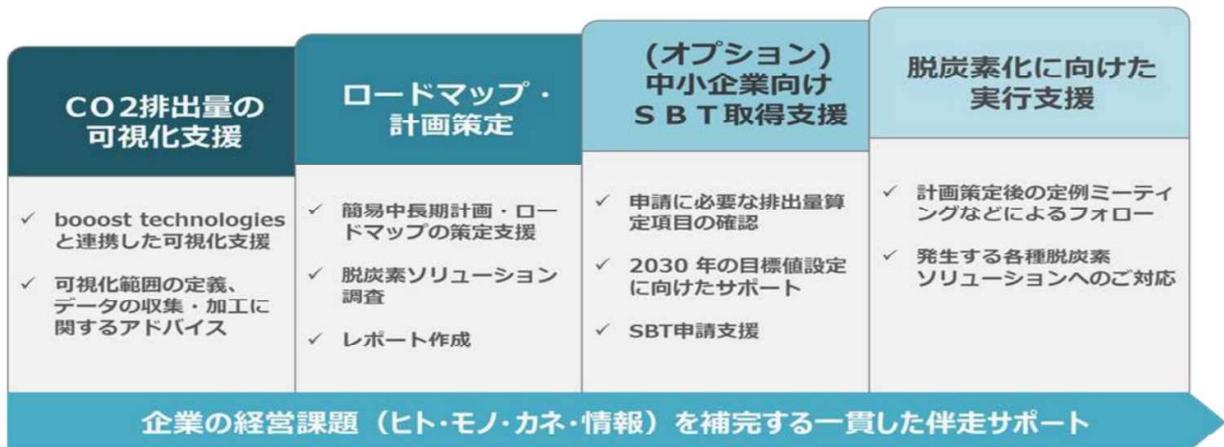
<商工中金における重要性>

商工中金は、取引先の中長期的な企業価値向上と持続可能な社会の実現のため、中堅・中小企業のカーボンニュートラルに向けた取り組みを積極的に支援している。商工中金は、前述した通り、中期経営計画（2022～2024年度）の主要戦略の一つである「差別化戦略」における「E：サステナブル経営支援」において「CO₂排出量削減コンサルティング等、サービス拡充」を掲げている。商工中金は、2022年1月に boost technologies 株式会社と CO₂排出量可視化に関する「ビジネスマッチング業務委託契約書」を締結し、中堅・中小企業のカーボンニュートラル促進に向けた業務提携を行った。



図表 10 商工中金 CO₂排出量可視化サービス 連携イメージ¹⁴

また、商工中金は、2023年5月に「脱炭素経営コンサルティングサービス」を開始し、取引先の脱炭素化に向けた計画策定等をサポートするとともに、脱炭素策の実行を伴走支援している。



図表 11 商工中金 脱炭素経営コンサルティングの流れ¹⁵

商工中金は、本フレームワークに基づくローンについて対象企業のうち「企業戦略上、CO₂排出量削減の必要性が高い」かつ「CO₂排出量の大幅な削減が容易ではない」取引先に絞って実行する方針である。

以上より、商工中金においても、KPI1・KPI2は事業運営上の戦略的意義が大きいと位置づけられている。またJCRは、本KPIは一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。

¹⁴ 商工中金 2022年1月14日ニュースリリース(https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_220114_01.pdf)

¹⁵ 商工中金 2023年5月31日ニュースリリース(https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_230531_01.pdf)

■KPI3 : DX 認定

DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を経済産業大臣が認定する制度である。「デジタルガバナンス・コード」とは、急激にデジタル化が拡大している社会に適応するために企業が行うべき事柄のことを指しており、経済産業省が 2020 年 11 月に策定し 2022 年 9 月に改訂している。DX 認定の基準は、以下の図表 12 に示す通り、DX に関する戦略・体制・指標などを総合的に整備する必要がある内容となっている。

DX認定の項目	認定基準（デジタルガバナンス・コード）
(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性を公表していること
(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえて設計したビジネスモデルを実現するための方策として、デジタル技術を活用する戦略を公表していること
(2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示	デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織及び人材の育成・確保に関する事項を示していること
(2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的な方策の提示	デジタル技術を活用する戦略において、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を示していること
(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定	デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表していること
(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信	経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッセージの発信を行っていること
(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握	経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っていること
(6) サイバーセキュリティに関する対策的確な策定及び実施	戦略の実施の前提となるサイバーセキュリティ対策を推進していること

図表 12 DX 認定の基準¹⁶

<中堅・中小企業における重要性>

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義される¹⁷。

一方、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）は、「社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、そのために必要な経営・事業変革を行い、長期的かつ持続的な企業価値向上を図っていくための取組」と定義される¹⁸。「サステナビリティ」への対応は、企業が対処すべきリスクであることを超えて、長期的かつ持続的な価値創造に向けた経営戦略の根幹をなす要素となりつつある。企業が長期的かつ持続的に成長原資を生み出す力（稼ぐ力）を向上させていくためには、サステナビリティを経営に織り込むことが不可欠である¹⁹。

DX と SX はいずれも企業の存続と成長に不可欠な変革であり、DX による業務課題の解決が社会課題

¹⁶ DX 認定制度（情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定制度）（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html）

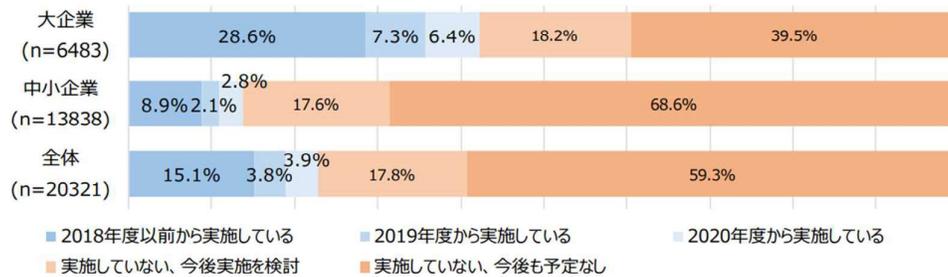
¹⁷ デジタルガバナンス・コード（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc.html）

¹⁸ 経済産業省 HP（<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210001/20230210001.html>）

¹⁹ 伊藤レポート 3.0（SX 版伊藤レポート）（<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220831004/20220831004.html>）

の解決にも寄与し、SX の実現にデジタル技術が不可欠であるという双方向的な関係性がある。SX が効果的かつ迅速に推進されるために、DX と一体的に取り組みることが望まれている。

日本における DX の取り組み状況を見ると、全体の約 6 割の企業が「実施していない、今後も予定なし」と回答しており、中小企業に限ると同様の回答が約 7 割近くまで上昇する（図表 13）。一方、デジタル技術を活用して新しいビジネスモデルを展開する新規参入者により、中小企業が営むビジネス領域においてもビジネス環境は大きく変化してきており、中堅・中小企業においても DX 推進は企業の持続的成長の観点から喫緊の課題である²⁰。

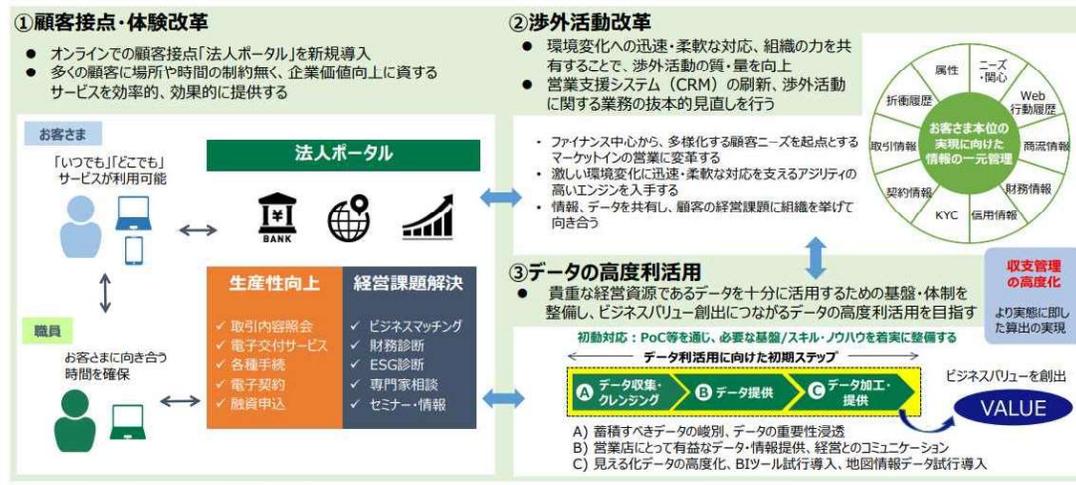


図表 13 日本企業における DX の取り組み状況²¹

以上より、中堅・中小企業にとって、KPI3 は事業運営上の戦略的意義が大きく重要である。

< 商工中金における重要性 >

商工中金は、上述した状況を踏まえ、取引先である中堅・中小企業の DX 推進に取り組んでいる。商工中金は、中期経営計画（2022～2024 年度）において、中小企業の成長に不可欠なパートナーとして在り続けるため、①顧客接点・体験改革、②渉外活動改革、③データの高度利活用といった 3 つのプロジェクトを起点に DX を推進し、カスタマーエクスペリエンス改革の実現に取り組む旨を宣言している。



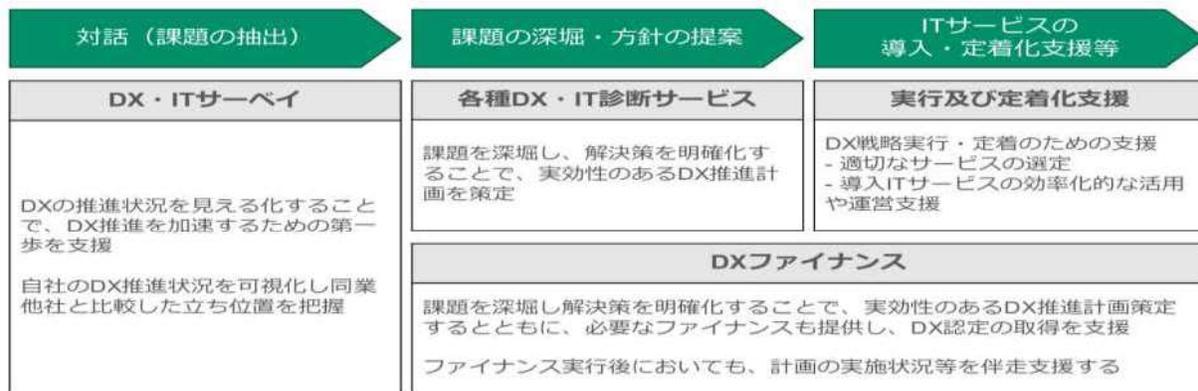
図表 14 商工中金 中期経営計画（2022～2024 年度）・デジタルトランスフォーメーション²²

²⁰ 中堅・中小企業等向け「デジタルガバナンス・コード」実践の手引き (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-chushoguid ebook/contents.html)

²¹ デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究の請負（報告書） (https://www.soumu.go.jp/johotsusintok ei/link/link03_r03.html)

²² 商工中金 中期経営計画（2022～2024 年度） (<https://www.shokochukin.co.jp/share/library/mtmp/>)

具体的な取り組みとして、2024年6月よりBIPROGY株式会社と協業を開始し、DX推進支援にかかるコンサルティングサービス「DX・IT診断」の取扱いを開始している²³。商工中金は、商工中金が持つ事業性評価のノウハウとBIPROGYが持つIT知見やノウハウを組み合わせたサービスを提供することで、取引先のニーズ・重要課題とその解決策を明確化し、DX推進に向けた計画策定ならびに実行サポートをワンストップで提供することとしている。商工中金は、本コンサルティングサービスに本リンクローンを連動させ、取引先のDX認定の取得、及びその後のDX実行支援を伴走する予定である。



図表 15 商工中金 BIPROGY との協業によるDX推進に向けたコンサルティングサービス 全体像²³

以上より、KPI3は商工中金においても事業運営上の戦略的意義が大きいと位置づけられている。またJCRは、本KPIは一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。

²³ 商工中金 2024年6月5日ニュースリリース (https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_240605_01.pdf)

3. SPT の測定

3-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT について、選定された KPI における重要な改善を表し Business as Usual の軌跡を超える等の野心的なものか、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいているか、目標達成へのスケジュール等は開示されるか等を確認する。

3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

商工中金は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

SPT 1 : (中小企業向け) SBT 認定の取得

SPT 2 : Scope1・2 における GHG 排出量削減

※具体的な削減目標値は借入人毎に定めるが、削減割合は SBT 認定の要求水準を満たすものとする

SPT 3 : DX 認定の取得

■SPT1 : (中小企業向け) SBT 認定の取得

SBTの取得状況について、2024年3月1日時点で904（そのうち中小企業704）となっている²⁴。他方、日本における中小企業数はおよそ336.5万者²⁵であることを踏まえれば、認定を受けている中小企業は非常に少ない。以上より、JCRは、中堅・中小企業にとってSPT1は野心的であると評価している。

■SPT2 : Scope1・2 における GHG 排出量削減

具体的な目標値は、借入人毎に定められるが、SBT 認定の要求水準（中小企業向け SBT の場合は 4.2%/年削減）を満たすレベルで定められる予定である。ベンチマークとなる日本政府の GHG 排出削減目標（2030 年度に 2013 年比で 46%削減）の年率の削減水準（2.7%/年削減）と比較して、本 SPT の削減率（SBT 認定の要求水準）は高いことを、JCR は確認した。以上より、JCR は、中堅・中小企業にとって SPT2 は野心的であると評価している。

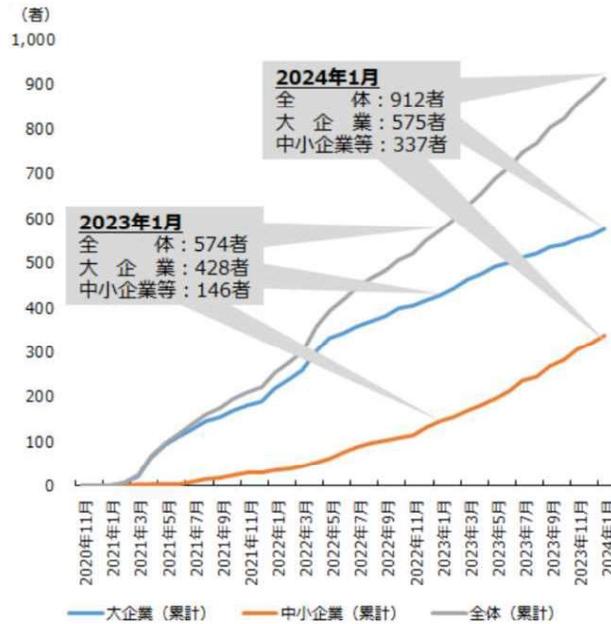
なお、商工中金は、借入人が SPT1・SPT2 を目標として設定した後、借入人の企業価値向上のため脱炭素経営推進への伴走支援を行う予定である。

²⁴ グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「排出量削減目標の設定」(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html)

²⁵ 中小企業庁 HP「中小企業・小規模事業者の数(2021 年 6 月時点)の集計結果を公表します」(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html)

■SPT3 : DX 認定の取得

本SPTの過年度の取得実績は、2024年1月時点で912者(図表16)であり、大企業と中小企業の合計337.5万者のうち0.03%弱の取得に留まっている。また、中小企業等のDX認定事業者は337者であり、中小企業の合計が336.5万者²⁶であることを踏まえれば、認定を受けている企業は少ない。以上より、JCRは、中堅・中小企業にとってSPT3は野心的であると評価している。



図表 16 DX 認定取得企業の推移²⁷

なお、上述した通り、借入人が SPT3 を目標として設定した後、商工中金は借入人の企業価値向上のため DX 推進の伴走支援を行う予定である。

²⁶ 中小企業庁 HP「中小企業・小規模事業者の数(2021年6月時点)の集計結果を公表します」(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html)

²⁷ DX 認定制度(情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定制度) (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html)

3-3. JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか （UNEP FI の定めるインパクト、事業セグメント、国・地域、バリューチェーン等）

本フレームワークの SPT に係るインパクトは、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックに該当している。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働	
		データプライバシー	自然災害		
	健康および安全性				
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー	住居
		健康と衛生	教育	移動手段	情報
		コネクティビティ	文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別 その他の社会的弱者	
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		市民的自由	
	健全な経済	セクターの多様性		零細・中小企業の繁栄	
	インフラ				
	経済収束				
環境	気候の安定性				
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌	
		生物種	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		廃棄物		

また、本フレームワークの SPT は、借入人である中堅・中小企業に対して設定されるものであり、中堅・中小企業が経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な業種の中堅・中小企業の事業全体におけるインパクトが期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか （対象となる事業の売上構成比や国内外マーケットシェア、野心度等）

本フレームワークの対象は借入人である中堅・中小企業である。商工中金の 2024 年 3 月末時点の貸出金残高 9 兆 6,120 億円であり、その殆どが中堅・中小企業であることから、商工中金の事業全体へのインパクトが見込まれる。

**③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか
(事業全体における重要性、戦略的意義等)**

本フレームワークのSPTは、前述のとおり借入人である中堅・中小企業が気候変動対策及びDXに伴うサステナビリティ推進に取り組むことを支援するものである。また、企業競争力の観点から、中堅・中小企業にとって気候変動対策及びDXへの取り組みは重要である。したがって、中堅・中小企業の生産性向上と競争力強化に繋がることが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークのSPTに係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

**⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか
(対応不足の持続可能な開発ニーズへの取り組み、SDGs達成に向けた前進等)**

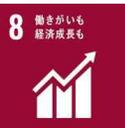
本フレームワークのSPTは、以下にリストアップしたとおり、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも 経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

4. 借入金の特性

4-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、本フレームワークに基づく借入金の金利等は変化するか等を確認する。

4-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する仕組みが作られていることを確認した。また、KPI の定義、SPT の設定についても契約書類に記載されることを確認した。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

5. レポーティング・検証

5-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された **KPI** の実績に係る最新情報や **SPT** の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された **KPI** の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

5-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、**SLLP** 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

商工中金は、融資実行から完済まで年 1 回以上、借入人毎に **SPT** の実績を確認する予定である。レポーティングについて、借入人が **SPT** の実績を借入人のホームページまたはその他の開示資料で開示するよう、商工中金は借入人に働きかける予定である。

検証について、認定制度である **SPT1** (**SBT** 認定の取得)、**SPT3** (**DX** 認定の取得) の実績については、**SPT** が達成された場合には認定制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。**SPT2** (**Scope1・2** における **GHG** 排出量削減) の実績については、借入人が外部機関より第三者検証を受け、その検証内容も併せて毎年報告される予定である。

以上より、**JCR** は、全ての **SPT** の実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることを確認した。

6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及びJCRが独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況の評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCRは借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえでJCRは、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCRが関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCRの第三者性

本評価対象者とJCRとの間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見はJCRの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTAによるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL:03-3544-7013 FAX:03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル